

第1問

例 規則①の憲法適合性について。

1 規則①は、言論者の意思の自由を侵害し、違憲である。

(1) まず、これは「表現の自由」であり、政治的意見の伝達に必要不可欠なものである。

2 表現の自由とは、国家権力に対する批判的意見を述べ、これを報道する権利を含む。

3 さらに、新聞報道の自由は、政治的意見の伝達に必要不可欠なものである。

4 したがって、規則①は、表現の自由を侵害し、違憲である。

(2) 次に、規則①(2) 新聞報道に必要不可欠な事項を定めること、~~法律~~

5 別添資料(以下本件法律案) 第3条2項に示す通り、新聞報道を行う場合、10万円

6 以下の料金を支払うこととされている。これは、制約である。

(3) また、この自由は、無制限に認められるわけではなく、「正当な理由」(本件法律

7 案 第1条) による場合を除く。公衆の福祉(13条)に基いて一定の制約に

8 服する。この場合、公衆の福祉に基いて、規則①が正当化される。

9 上記自由は、政治的意見の伝達と関係するものである。自己の人格の形成と発展に

10 必要(自己表現の自由)、民主政治の発展に必要(自己組織の自由)と

11 必要の要素がある。また、規則①は、これを正当化し、これを正当化する。

12 したがって、これを正当化する必要がある。これは「内容中立規制」であるため、規制要件

13 ①-③を満たす必要がある。① 目的の重要性、

14 ② 手段の合理性、③ 利益の衡量である。公衆の福祉に基いて制約として正当化する。

(4) ④ 規則①の目的は、新聞報道に必要不可欠な事項を定めること、

15 抑える点にある(本件法律案 第1条)。この目的は、民主政治の発展・安全(13条)

16 必要、平和・秩序という行政的・社会的に必要と認められる、重要である。

17 また、これは、新聞報道に必要不可欠な事項を定めること、

18 抑える点にある(本件法律案 第1条)。この目的は、民主政治の発展・安全(13条)

19 必要、平和・秩序という行政的・社会的に必要と認められる、重要である。

20 また、これは、新聞報道に必要不可欠な事項を定めること、

21 抑える点にある(本件法律案 第1条)。この目的は、民主政治の発展・安全(13条)



第1問

1 平然に外国領土を侵入し、その土地を占領した。この行為は、
 2 平和に隣国と交渉する一歩を踏み出した行為である。また、その中に平和の一般の原則が反映している
 3 「平和に交渉する」という原則は、~~平和~~ 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 4 平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 5 また、~~平和~~ 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 6 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 7 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 8 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 9 また、平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 10 また、平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 11 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 12 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 13 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 14 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 15 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 16 (1) 13条の秘密主義の原則は、個人の人格的生存に不可欠な秘密の権利という。
 17 12、情報と秘密の権利は、現代にあり、平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 18 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 19 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 20 (2) 3人にあり、平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 21 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 22 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、
 23 平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、平和は平和に交渉するにあり、

第 1 問

要价没出心 弄错のあひめ、土に月内は、~~土に~~ ~~被着地~~ ~~土に~~ ~~国に~~ 本件回付地
に之 附対面。

[illegible][illegible]

(5) $\phi, \psi, \dots$ の $\mathcal{A}$ 上の $\mathcal{B}$ 上の $\mathcal{C}$ 上の $\mathcal{D}$ 上の $\mathcal{E}$ 上の $\mathcal{F}$ (1) 一般

3 エにbでは、個人の尊敬とつながった重要な権利である。また、サービスの利用
4 当に、このサービスに氏名、住所、パスワード等の情報は含まれており、個人の
5 本格的な情報との結びつきは希薄であるため、権利態様は、強度とは異なる。
エ=2" エにbと同様に、サービスを利用する。

(6) ア 曰くは、従来の安全と密約の行を対外的に同様の方針で推進する。曰くは、従来の安全と密約の行を対外的に平和可能な形にあり。加えては、市民生活の安全と健康被害の受けた国境内での統制に重点を置く、重要である。

1 報知は、警察処分を受けた団体の代表者に対して、団体の利用可能な団体の
報知は、1ヶ月以内にA2長官に対して報知することとされている。7/11/18 12-

A2行は 82 回付の件、把握、そのA2行の各都道府県、公安委員会に
把握し、(2)資料(1)と照合して、単回と区別、公安の安全上の件、把握し
用い計上、その目的は資料(1)と照合、資料(1)と照合。

第 1 問

1	また、 <u>「匿名で投稿し得る」</u> 、 <u>「投稿者」</u> の個人データを削除して、回復の手段を
2	提供する場合、 <u>「その2種のどちらか一方のみに、投稿者の匿名性を回復する」という旨を明示する必要がある</u> 。
3	報告対象の削除可否が「あり」とあるが、 <u>「削除」</u> とある。しかし、A2序で「投稿者の
4	把握」にあるので、SNSで全国放送に「あり」とあるのは「あり」とある。対象の
5	回復は限定的なものである。また、 <u>「投稿者」</u> は「匿名」ではなく、 <u>「あり」</u> 。
6	A2序、 <u>「匿名性を回復する」</u> の「あり」とある。プライバシーの保護の観点、 <u>「匿名性」</u> とある。
7	また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。
8	また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。
9	また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。
10	また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。
11	また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。また、 <u>「匿名性」</u> の「あり」とある。
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

第2問

【第1設問】(1)に於て、

1 本件不選定決定は、「処分」(行政事件訴訟法(以下「行政法」)第22条)に於て

2 (1)「処分とは、国又は地方公共団体の行う行為をさし、その内容は、直接国民の権利義務を形成し、
3 又は特定の利益を侵害するものとして、法的効果を生ずるもの」とある。

4 (2) 本件処分は、本件不選定決定は、行政事件法第25条に規定するものである。すなわち、

5 屋台営業権者には、同条第1項第1号の定め、同条第1項第2号の定め、同条第1項第3号の定め、

6 本件営業権者の本件事件第9条(2)の事件に該当する結果、市並に同条(2)の定め、

7 本件営業権者の本件事件第9条(2)の事件に該当する結果、市並に同条(2)の定め、

8 本件営業権者の本件事件第9条(2)の事件に該当する結果、市並に同条(2)の定め、

9 (2)に規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

10 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

11 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

12 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

13 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

14 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

15 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

16 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

17 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

18 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

19 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

20 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

21 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利

22 義務を形成し、その結果を侵害するものである。また、本件不選定決定は、(1)に於て

23 規定する「処分」に該当する。すなわち、本件不選定決定は、国民の権利



第2問

権利・利益の衝突について、右の利益の衝突。

第1 設問2 (2012)

~~本件所有権26条(2)に基いて、屋台設置希望者候補者の選定に關する事件~~
~~審理・裁判・執行(執行法30条)(2012)~~

他人の教養施設の予定用途許可の更新を期待して元と侵襲、人権制に
反するといふ主張が認められ、

(1) 確かに、Bは、名義登記を受けている。屋台営業を行うこと、道路工事、

貸付営業にあり、保護に値するといふ。しかし、Bの他人の教養施設、

10年より先にもち、2 設置工事の必要があり、Bは、また、Bは、Aの許可の

許可のトラブルも発生した。Bは、営業の許可を拒否した。Bは

は、この不利を主張する。 < 理由として他人の教養施設であったこと。 >

(2) 3つ「と可なり」。他人の教養施設であり、予定用途許可の更新を期待

して、一定の選定地位を有するものと認められ、Bの代替措置をとることは、

更新を拒絶するとは、人権制に反し、許す。 >

(3) 本件では、本件条例の施行の。6月には、他人の教養施設の維持に相応的

に認められたもの、Aは、Bに期待して営業したといふ。3つ「と可なり」、

本件区域以外での屋台営業に認められ、Bの代替措置をとることは、本件不利益

決定は、人権制に反し、違法である。

2 市長の選定は、行政判断の内容は、裁量権の行使・運用にあつたこと。 >

21

(1) 委員会の命令で、本件条例の施行規則に違反する者(とあり)、

合理的といふ。

23 下 選定基準を定める同19条は、「安易で快適な空間」「良好な環境に

問

--

(第2問)

1	(3) また、A 地区の J 区に新たに建設される。
2	
3	3 市長の選挙の投票率を、2 選挙区にそれぞれ 60%、70% とする。
4	(1) 市議会議員の選挙区は、A 地区の 3 区にそれぞれ 2 区、3 区、4 区と区割りをする。市議会の議員数は、選挙区別の区割りによって異なる。
5	(2) 市議会議員 市議会議員の選挙区は、3 区にそれぞれ 2 区、3 区、4 区と区割りをする。市議会の議員数は、選挙区別の区割りによって異なる。
6	
7	(3) また、I 区に新たに建設される。
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	